

# 社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 25 年 3 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail : [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL : <http://www.hotsuru.jp>

## 高齢者雇用安定法の改正

60歳定年後の希望者全員雇用を義務づける改正高齢者雇用安定法が平成25年4月1日からスタートします。

本年4月から老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢が61歳に引き上げられるため、60歳定年に達しても年金も給料も支給されない世代が登場する、という問題が背景にあります。

### ☆改正の主なポイント☆

**【現行の法律】** 65歳未満の定年を定めている事業主が継続雇用制度を導入する場合、継続雇用対象者の限定基準を労使協定で定めることができる。

今回の改正で、対象者を限定できる制度が廃止され、65歳まで希望者全員を継続雇用することになります。

ただし、経過措置が認められています。

25年4月1日～28年3月31日は「61歳以上は労使協定で対象者の基準を設けてもよい」こととなります。基準適用年齢は、3年ごとに1歳ずつ上がり、平成37年4月以降、対象者の限定ができなくなり、全員65歳まで継続雇用されることとなります。

経過措置が認められるのは、平成25年3月31日までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めている事業主に限られます。

ご不明な点は、当事務所へお問い合わせください。

☆他の改正点など詳しくは厚生労働省HP ([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/)) をご覧ください。

## ねんきん定期便の一部変更

「ねんきん定期便」は、日本年金機構から、毎年、年金加入者に送られます。通常はハガキですが、「35歳、45歳、58歳」は節目の年齢として封書で届きます。

平成25年度より、節目の年齢のうちの「58歳」が「59歳」に変わります。

## 協会けんぽ 平成 25 年度の保険料率据え置き

平成25年3月分からの全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率、介護保険料率は、据置きとなります。

尚、健康保険組合の保険料率は、組合ごとに異なるので、各健康保険組合にご確認ください。

## 事務所トピックス

### ☆都立高校で社会貢献授業☆



社労士家村事務所の“華”、柏本社労士が2月20日、都立高校で「働く上での権利」をテーマに授業をしました＝写真。東京都社会保険労務士会の社会貢献事業の一環です。

労働時間や、労働に関するトラブルの対処など、社会に出る前に知っておきたい労働法の基礎知識を、自身の体験談を交えながら、明日を担う若者たちに話しました。

# 社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 25 年 6 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## 平成25年度年度更新

個別の労働保険年度更新に関する平成24年度労働保険料（労災・雇用）の申告・納付期間は6月3日から7月10日までとなっております。

平成24年度（平成24年4月～平成25年3月まで）の給与・賞与データの整理・準備をお願いします。

平成25年度の労災保険料率、雇用保険料率は、前年度と同じです。申告書等は、労働局から6月初旬に送られてきます。

★留意すべき事項を、少し紹介します。

### 【対象者】

#### ア) 派遣社員

労災・雇用保険の申告は派遣元で行う必要があります。

#### イ) 出向者

労災保険の申告は出向先で、雇用保険は生計を維持するのに必要な主たる賃金を受け取る会社で対象となります。

#### ウ) 兼務役員

従業員給与分のみ労災・雇用保険料、一般拠出金の対象となり、保険料がかかります。

#### エ) 短時間労働者（パート・アルバイト）

労災は全て対象です。雇用保険は、

- ① 31日以上の雇用見込みがある
- ② 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上である

①②どちらの要件も満たせば対象です。

（昼間学生は除く。その他例外あり）

★参考HP ([労働保険年度更新に係るお知らせ | 厚生労働省](#))

## 算定基礎届 賞与支払届

算定基礎届、賞与支払届の用紙が、対象の事業所に送られてきます。事業主の皆様には4月、5月、6月に支払われた賃金及び夏季に支払う賞与のデータの整理・準備をお願いします。

★参考HP ([年金について - 算定基礎届の提出 | 日本年金機構](#))

## 被扶養者資格の再確認について

協会けんぽでは、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかの確認をしています。

平成25年度も5月末から7月末までに実施され、5月末から順次、被扶養者リストが会社あてに送付されますので、ご確認等よろしくをお願いします。

★参考HP ([事業主・加入者のみなさまへ「被扶養者資格の再確認について\(平成25年度の実施\)」 | お知らせ | 全国健康保険協会](#))



## 障害者雇用促進法改正案

### ☆「精神障害者の雇用義務化」国会提出☆

内閣は、4月、精神障害者の雇用を企業に義務付けることを柱とした障害者雇用促進法改正案を国会に提出しました。成立すれば、平成30年4月から実施されます。平成28年4月から障害者が働きやすい職場環境の整備を事業主に義務付けることも盛り込まれています。

現在、身体障害者と知的障害者の雇用は義務化されています。企業が達成しなければならない障害者の法定雇用率(従業員に対する障害者の割合)は今年4月より、1.8%から2%に引き上げられています。

施行後における法定雇用率は、算定基礎に精神障害者も加えて見直します。しかし、企業の負担に配慮して施行後5年間は精神障害者を加えることに伴う法定雇用率の引き上げ分について、緩和措置が導入されます。

参考HP ([第183回国会\(常会\)提出法律案 | 厚生労働省](#))

## 障害者と高齢者の雇用状況報告を！

### ☆7月15日までにハローワークへ提出☆

従業員50人以上の民間企業事業主の方は、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況をハローワークに報告しなければいけません。

また、高齢者雇用状況報告について、一定規模以上の事業所に書類が送られてきます。6月1日現在の状況をハローワークにご報告してください。

7月15日締め切りです。

★参考HP ([高年齢者・障害者雇用状況報告の電子申請による提出について | 厚生労働省](#))

◇◇◇疑問、質問がありましたら、  
当事務所へご相談下さい◇◇◇

## 事務所トピックス

【4月23日、24日】北茨城へ事務所職員一同、被災地支援に行きました。



写真左  
岸、再建された六角堂  
北茨城市五浦海

【4月26日】家村所長が明治大学で「年次有給休暇取得に関する企業の取り組みと個別紛争」と題した講義をしました＝写真左。



争」と題した講義をしました＝写真左。

学生にとって興味深い話題だったこともあり、熱心に聴講していました。

【5月14日】公開講座「世界の労働環境から日本を見つめてみよう～社労士(SR)の観点で社会的責任(SR)を考える～」を、所長が代表を務める東京都社会保険労務士会NPO研究会が明治大学経営学部、NN ネットと共催で開きました。会場はこちらも明治大学です＝写真下。



国際標準化機構の社会的責任規格「ISO26000」をテーマに、同規格策定のNGO エキスパート黒田かをりさん(CSO ネットワーク事務局長他)らと、労働環境をよりよいものにしていくためにどうすべきかを考えるシンポジウムでした。

# 社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 25 年 8 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## ☆H25年9月分から 厚生年金保険料率が変わります☆

社会保険の算定基礎届が終了致しました。資料のご提出など、ご協力ありがとうございます。

算定基礎届により、原則、本年9月から翌年8月まで1年間の「標準報酬月額」が決定します。この標準報酬月額は、保険料額の計算や将来受け取る年金額などの計算の基礎となります。

平成16年の法律改正により、厚生年金保険料率は平成29年まで毎年改定されることになっています。

H25年9月分(10月控除分)からの保険料は次の通りです。

### 一般の被保険者

【今月まで】標準報酬月額×16.766%

【変更後】標準報酬月額×17.120%

※労使で折半になります

## 外国人被保険者の氏名 アルファベット登録へ

日本年金機構は、外国人被保険者の年金を正確に記録するため、平成25年7月から外国人被保険者の氏名を、これまでのカナ氏名に加えて、アルファベット氏名も収録することとしました。

外国人の従業員や被扶養配偶者の方の「被保険者資格取得届」「氏名変更届」「住所変更届」などを提出する際は、「アルファベット氏名登録(変更)申出書」により、アルファベット氏名を登録できるようになりました。

## 有期労働契約の契約書 明示事項の追加

本年4月に労働契約法が改正され、有期労働契約締結の際に労働条件を明示しなくてはならない事項が増えました。

改正前は、①契約期間 ②更新の有無を明示する義務が課せられていました。法改正で「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」の明示が追加されました。

「更新の基準」の具体的な内容の例は

- ・契約期間満了時の業務量により判断する
- ・労働者の勤務成績、態度により判断する
- ・会社の経営状況により判断する——などです。

## 最低賃金引き上げの動向

厚生労働省は、2013年度の最低賃金の引き上げについて中央最低賃金審議会で話し合っており、8月初旬の妥結を目指しています。

政府は10円引き上げを目指していますが、経営側は、中小企業の負担増や雇用減少につながるなどの理由から慎重論を展開しています。

決定しましたら、改めてお知らせいたします。

## ★社労士家村事務所 夏休みのお知らせ★

8月12日(月)～15日(木)お休み

家村、柏本、村上と平塚は執筆活動のため8月13日～15日午前10時～午後4時まで事務所にいる予定です。急用等ありましたらご連絡ください。



# 社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 25 年 10 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## 東京都の最低賃金 869 円に引き上げ

秋らしくなってきました。皆様いかがお過ごしですか？

10 月に入り、全国の地域別最低賃金が順次改定されます。関東の改定状況は以下のとおりです。

都道府県名	最低賃金時間額 (引上げ幅)	発効日 (H.25 年)
東京都	869 円(19 円↑)	10 月 19 日
茨城県	713 円(14 円↑)	10 月 20 日
栃木県	718 円(13 円↑)	10 月 19 日
群馬県	707 円(11 円↑)	10 月 13 日
埼玉県	785 円(14 円↑)	10 月 20 日
千葉県	777 円(21 円↑)	10 月 18 日
神奈川県	868 円(19 円↑)	10 月 20 日

地域別最低賃金は、正社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託など、雇用形態に関係なく、原則、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。性別、国籍、年齢の区別もありません。

また、派遣中の労働者については、派遣先の事業所に適用される最低賃金となります。

### ★最低賃金に算入されない主なもの★

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②所定時間外労働や休日、深夜などの労働に対して支払われる割増賃金
- ③結婚手当など臨時に支払われる賃金
- ④賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※詳しくは厚生労働省ホームページ

(<http://pc.saiteichingin.info/>)をご覧ください。

## メンタルヘルスの新常識

PHP ビジネスオンラインのホームページに、「メンタルヘルスの新常識～陥りやすい5つの誤解」という記事がありました。心の病で休職せざるを得なくなる前の必要な取り組みが、心の健康管理「メンタルヘルス」です。その普及に取り組んでいる横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長の山本晴義先生のお話から、抜粋してご紹介します。

**誤解その1**「『心の病』になるのは弱い人間だから」  
⇒**新常識**「頑張りすぎる人の方が、心のトラブルに陥りやすい」

**誤解その2**「疲れたら週末にゆっくり休むといい」  
⇒**新常識**「休日も平日と変わらないリズムで過ごした方がいい」

**誤解その3**「身体を休めれば心も元気になる」  
⇒**新常識**「『心の疲れ』は、身体を動かすことで解消できる」

**誤解その4**「部下の悩みを聞くには『飲みニケーション』がいい」  
⇒**新常識**「メンタルに関する相談は業務時間内で行おう」

**誤解その5**「メンタルに問題を抱えた人に『頑張れ』は禁句」  
⇒**新常識**「『適度に、適当に頑張ろう』とアドバイスしてもいい」

詳しく読みたい方は、[PHPのホームページ](http://shuchi.php.co.jp/article/1523)  
(<http://shuchi.php.co.jp/article/1523>)へ。

# 社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 25 年 12 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## 高齢者の雇用状況報告

厚生労働省は、平成 25 年度の「高年齢者の雇用状況」(6 月 1 日現在)の集計結果を公表しました。平成 25 年 4 月 1 日に、「改正高年齢者雇用安定法」が施行された後、初めての結果公表です。

### 【高年齢者雇用状況結果の主なポイント】

★ ( ) 内は前年差又は比

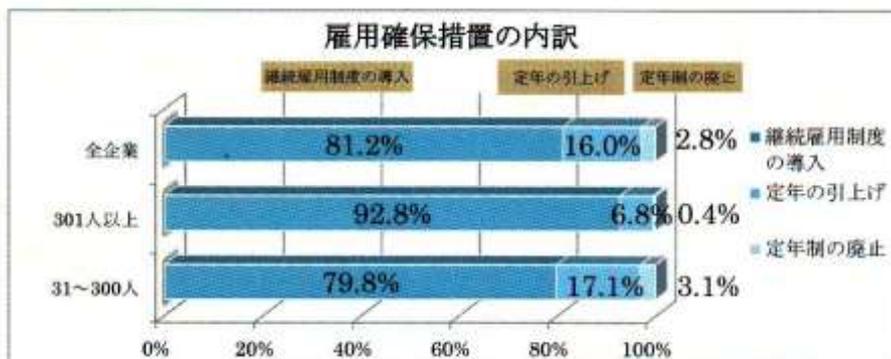
- ① 高年齢者雇用確保措置「実施済み」企業  
92.3% (5.0 ポイント減)
- ②A 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業  
9 万 5081 社 / 66.5%  
(2 万 6534 社増 17.7 ポイント増)
- B 70 歳以上まで働ける企業  
2 万 5993 社 / 18.2%  
(318 社増 0.1 ポイント減)
- ③ 定年到達者に占める継続雇用者の割合  
(過去 1 年間定年到達者 36 万 6755 人のうち)
  - ・ 継続雇用 28 万 482 人 / 76.5%
  - ・ 継続雇用希望しない 8 万 1842 人 / 22.3%
  - ・ 希望したが継続雇用されなかった人  
4431 人 / 1.2%

今回の集計結果は、中小企業 12 万 8244 社、大企業 1 万 4826 社、計約 14 万社の状況をまとめたものです。なお、従業員 31 人～300 人規模「中小企業」、301 人以上の規模「大企業」としています。

企業規模別の数字は次の通りです。

- ① 中小企業の割合 91.9%  
大企業の割合 95.6%
- ② A 中小企業 8 万 7828 社 / 68.5%  
(対前年 2 万 2841 社増、16.8 ポイント増)  
大企業 7253 社 / 48.9%  
(対前年 3693 社増 24.6 ポイント増)
- B 中小企業 2 万 4365 社(対前年 313 社増)  
大企業 1628 社(対前年 5 社増)

雇用確保措置とは、定年を 65 歳未満に定めている事業主が、その雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、「定年の廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じなくてはならないという制度です。改正高年齢者雇用安定法で、「継続雇用制度」の対象者を限定できる仕組みが原則廃止された影響もあり、②Aの希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は増加しています。



雇用確保措置は、定年制度による措置を講じるより、継続雇用制度の導入による措置を講じる企業の比率の方が高くなっています

図:厚生労働省ホームページより

## 障害者の雇用状況報告

厚生労働省は、平成25年度の「障害者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果を、先月公表しました。本年4月から、障害者の雇用を義務づける「法定雇用率」が引き上げられた後、初の集計結果です。

### 障害者雇用状況の主なポイント

○雇用障害者数 40万8947.5人

(対前年7%、2万6584人増加)

○実雇用率 1.76%

(対前年比0.007ポイント上昇)

○法定雇用率達成企業 42.7%

(対前年比4.1ポイント低下)

一般企業の障害者法定雇用率が1.8%から2%に引き上げられたこともあり、法定雇用率達成の割合は減りましたが、雇用障害者数と実雇用率共に過去最高値となりました。

## 若者の就職と離職状況

文部科学省と厚生労働省の発表によると、今年10月1日現在の大学卒業予定者の就職内定率は64.3%で、前年同期と比べ1.2ポイント上昇しました。過去最低だった22年度の57.6%から3年連続で回復したものの、依然として厳しい水準です。

一方、厚生労働省は2010年3月に卒業した新規大卒者の3年以内の離職率が31%(前年比2.2ポイント増)になると発表しました。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業は8.8%、製造業17%の離職率に対し、宿泊業、飲食サービス業は51%と高い離職率となっています。

## 建設業社保加入認証制度の試行開始

国土交通省は建設業における社会保険加入促進策として検討してきた優良事業者認証制度の試行を開始します。

各専門工事業団体が認証機関となり、社会保険に適切に加入している適用事業を「適格事業所」、さ

らに建設業退職金共済制度にも加入している事業所を「優良事業所」として認証します。～労働新聞より

## 製造会社社長を送検

### 繁忙期で休日出勤連続(東大阪労基署)

大阪・東大阪労働基準監督署(山本博署長)は、労働者が脳疾患を発症したのは長時間労働に原因があるとして、製造業の辻本化成工業(大阪府東大阪市)と同社代表取締役を労働基準法第32条(労働時間)違反の容疑で大阪地検に書類送検しました。時間外・休日労働に関する協定(36協定)を締結せずに労働者3人に1か月最大107時間の時間外労働に従事させていました。繁忙期のため、休日出勤が連続していたといいます。必要は是正措置を講じず、健康障害を発症させた点を重くみています。～労働新聞より

## ★★★ 冬休みのお知らせ ★★★

いよいよ年の瀬です。ご多忙とは思いますが、お身体に気を付けて、よい年をお迎えください。

社労士家村事務所の冬休みは

平成25年12月28日(土)～

平成26年1月6日(月)です。

※1月6日は職員健康診断のため休みます。

本年も、いろいろありがとうございました。  
来年も、よろしく願いいたします。

